

随意契約理由書

| | |
|--------|---|
| 件名 | 地区会館清掃業務委託（新千里東町会館） |
| 契約の相手方 | 新千里東町地域自治協議会 会長 小川浩一 |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号 |
| 随意契約理由 | 地区会館については、地域住民の社会福祉増進及び生涯学習の場を提供する目的で、地域の市民団体に構成する管理運営委員会に運営していただいています。そのため、清掃業務についても、これらの団体等に委託することで運営上支障なく作業の調整が可能となることから随意契約するものです |
| 備考 | |